

地域枠同意書について

1 背景・趣旨

- 国が示した令和 4 年度以降の入学者における地域枠の定義を満たすため、本県では令和 3 年度に地域医療対策協議会の協議（書面協議）により従事義務からの離脱要件を設定し、同意書を策定した。
- 当該同意書は、令和 4 年度以降の本県地域枠（秋田大学・岩手医科大学）入学者から徴取している。
- 同意書には離脱要件のほか、離脱に当たって大学・県から同意が得られなかった場合における厚生労働省や一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）による取扱いを示している。
- 機構による取扱いについて、同意書策定当時に機構が公表していた内容が訂正されたため、同意書の記載内容も現在機構が公表している取扱いに沿ったものに修正し、新たな同意書を策定したい。

【参考 国が示している地域枠の定義（主なもの）】

- ・ 地元出身者又は全国から選抜
- ・ 一般枠と区別して選抜を行う別枠方式
- ・ 地域医療対策協議会で離脱要件等を協議し設定
- ・ 従事要件及び離脱要件が記載されている同意書を志願者から徴取
- ・ 卒業後当該都道府県内で 9 年以上従事、キャリア形成プログラムに参加（4 年間は医師少数区域又は医師少数スポット等で従事）

2 現行の同意書内容

同 意 書

秋 田 県 知 事 様
秋田大学医学部長 様

私は、秋田大学医学部医学科の地域枠入学者として、下記の事項に同意します。

記

(修学資金の貸与)

- 1 秋田県医学生等修学資金の貸与を6年間受けること。

(従事要件)

- 2 医師免許取得後は、秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）の適用を受け、プログラムに従って、秋田県内の公的医療機関等で9年間勤務し、そのうちの4年間（臨床研修期間を除く。）は知事が指定する医師少数区域等の公的医療機関等で勤務すること。

令和3年度に協議設定

(離脱要件)

- 3 在学中に修学資金の貸与を辞退する場合又は大学卒業後にプログラムから離脱する場合は、退学、死亡、心身の故障、大学卒業後1年6カ月以内に医師免許を取得できないその他知事がやむを得ないと認める事由が存在し、かつそれにより猶予期間を設定してもプログラムに則った勤務が困難であると認められる場合に限り、知事が離脱に同意することとし、その場合は、秋田大学と県に誠意を持って説明を行うこと。

2 現行の同意書内容

また、上記3により離脱にあたり同意が得られなかった者（以下「不同意離脱者」という。）の取扱いについて次のとおりとなることを理解します。

- ・臨床研修において不同意離脱者を採用している病院は、臨床研修費等補助金が減額されるため、病院によっては採用を控えることがあること。
- ・一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意離脱者については専門医の認定を原則行わないこととされていること。

修正必要

令和 年 月 日

本人

住所

氏名

保護者又は
連帯保証人

住所

氏名

3 機構による取扱いについて

(1) 従前の取扱い

【機構がホームページで過去公表していた内容（抜粋）】

地域枠等の専攻医が、都道府県との同意がなく従事要件から離脱していることが確認された場合、当機構の方針として、以下のように対応することとしておりますのでご注意ください。

- ・当機構から当該医師に対して、不同意離脱であることが確認された旨の連絡をする。
- ・当機構から採用（予定）基幹施設のプログラム統括責任者に対して、地域枠等の従事要件の履行に向けたローテーション変更等の配慮に努めるよう要請する。
- ・都道府県と同意されないまま、当該医師が地域枠等として課せられた従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、原則、専門医機構は当該医師を専門医として不認定とする。

令和3年2月から当該取扱いを公表していたが、医師等から疑問の声が上がったことにより令和4年秋頃に掲載を取りやめ、新たな見解を検討することとされた。

3 機構による取扱いについて

(2) 現在の取扱い

令和5年10月に機構はホームページで「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」を公表

【地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて（抜粋）】

不同意離脱に対する本機構の態度を再度検討し、以下のように訂正する。

- 1, 本案件はあくまで都道府県もしくは大学と専攻医の間の“取り決め”であることから、当事者同士で十分な検討がなされるべきものと考えられる。
- 2, 日本専門医機構は専攻医の専門研修の充実を図るべくプログラム統括責任者に依頼する立場である。
- 3, 当事者同士の協議で合意できなかった場合は、日本専門医機構は当該都道府県もしくは大学とともにプログラム統括責任者にプログラムの再考を促す。
- 4, 日本専門医機構は、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合は、都道府県もしくはプログラム統括責任者と専攻医の間で解決できるよう橋渡しをする努力をする。
- 5, プログラムが進行した後でも、都道府県もしくは大学から不同意のままのプログラムであるという指摘があった場合には、日本専門医機構は専攻医が不利にならないよう改めて関係者間（都道府県、大学、基幹施設、プログラム統括責任者、専攻医当事者）による協議の場を設ける。
- 6, 日本専門医機構は、専攻医が、こうした協議による解決策に応じることを期待するものである。しかし、解決が得られず、不同意のまま離脱した場合は、専攻医はその医療機関プログラムの研修は専門研修とは認められず、専攻医を採用した医療機関は、次年度の採用定員を減ずる。

4 修正案について

(1) 機構の取扱いに関する記載について

取扱いの訂正を踏まえ、該当箇所の記載を次のとおり訂正する。

【現行】

- ・一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意離脱者については専門医の認定を原則行わないこととされていること。



【修正案】

- ・一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）は、不同意離脱者の場合は、専門研修プログラムに参加しても、その研修は専門研修とは認められないことがあるとしていること（別添機構が公表している「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」を参照）。

※「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」を併せて対象者へ示す（渡す）こととする。

4 修正案について

(2) 同意書修正案について

機構の取扱いに関する記載のほか、東北地域枠が新設されること等を踏まえた修正を加え、令和7年度地域枠志願者から徴取する。

(修正案)

同 意 書 (秋田県地域枠)

秋 田 県 知 事 様
秋田大学医学部長 様

私は、秋田大学医学部医学科の地域枠(秋田県地域枠)入学者として、下記の事項に同意します。

(東北地域枠との別を明らかにするため、「秋田県地域枠」を追記)

4 修正案について

(2) 同意書修正案について

記

(修学資金の貸与)

- 1 秋田県医学生等修学資金の貸与を6年間受けること。

(従事要件)

- 2 医師免許取得後は、秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）の適用を受け、プログラムに従って、秋田県内の公的医療機関等で9年間勤務し、そのうちの4年間（臨床研修期間を除く。）は知事が指定する医師少数区域等の公的医療機関等で勤務すること。

(離脱要件)

- 3 在学中に修学資金の貸与を辞退する場合又は大学卒業後にプログラムから離脱する場合は、退学、死亡、心身の故障、大学卒業後1年6カ月以内に医師免許を取得できない、その他知事がやむを得ないと認める事由が存在し、かつそれにより猶予期間を設定してもプログラムに則った勤務が困難であると認められる場合に限り、知事が離脱に同意することとし、その場合は、秋田大学と県に誠意を持って説明を行うこと。

(修正なし)

4 修正案について

(2) 同意書修正案について

また、上記3により離脱にあたり同意が得られなかった者（以下「不同意離脱者」という。）の取扱いについて次のとおりとなることを理解します。

- ・臨床研修において不同意離脱者を採用している病院は、臨床研修費等補助金が減額されるため、病院によってはその者の採用を控えることがあること。
- ・一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）は、不同意離脱者の場合は、専門研修プログラムに参加しても、その研修は専門研修とは認められないことがあるとしていること（別添機構が公表している「地域枠および従事要件のある専攻医の取扱いについて」を参照）。

令和 年 月 日

本 人

住所

氏名

保護者又は
連帯保証人

住所

氏名

（不同意離脱者に対する取扱いであることを明確にするため「その者の」を追記）